

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 移転価格税制の事前確認通達

Q : 移転価格税制の事前確認通達が公表されたようですが、内容を教えてください。

A : 確認申出の期限や添付資料、申出の修正や取下げなどの手続きの詳細が規定されています。

【解説】

移転価格税制とは、国内の会社が海外の関連会社に輸出する商品の価格（移転価格）が、第三者企業との取引価格（独立企業間価格）より安くて所得が減る場合、取引が独立企業間価格で行われたものとして課税する制度で、税務当局に適正価格を確認する事前確認制度が設けられています。

これまでの事前確認通達では、①確認対象、②資料の提出、③審査結果の通知、④確認の改定及び取消、⑤確認申出書の様式、の5項目のみが規定されていました。

今回の通達では、確認申出の期限（確認対象事業年度の最初の事業年度の申告期限）、添付資料（確認申出にあたり必要となる資料の明細及び外国語の資料の翻訳）、申出の修正や取下げなど手続きの詳細について規定されています。

この通達は、平成11年10月25日以降に行われる申出から適用されています。



冬期休暇のお知らせ：12月30日から1月4日まで休ませていただきます。

リーダスクラブニュースは年内は29日号まで、1月は5日号からお送りいたします。